

高知市生活支援給付金(第3期 非課税世帯)に関するよくある質問

I 制度概要・対象世帯について

Q 高知市生活支援給付金(第3期 非課税世帯)とはどのような制度ですか。

A エネルギー・食料品等の物価高騰の影響により特に負担が増大している低所得世帯の方々の生活を支援するため、令和6年度に『新たに』世帯全員が住民税均等割非課税となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を現金給付します。

Q どのような世帯が支給対象となりますか。

A 基準日(令和6年6月3日)において、高知市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税となる世帯又は市の条例で住民税均等割が免除されている世帯が対象です。
ただし、以下に該当する場合は対象外となります。
・世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合(税法上の課税扶養)
・令和5年度住民税非課税世帯向けの給付金(7万円)又は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向けの給付金(10万円)の対象世帯であった場合(高知市以外の自治体で対象であった場合も含む)は原則対象外
・高知市以外の自治体において、令和6年度住民税非課税世帯向けの給付金(10万円)又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯向けの給付金(10万円)を受給している場合

Q 令和6年度住民税はいつの収入に基づき課税されますか。

A 令和6年度分は令和5年1月～12月までの収入に基づき課税されます。

Q 生活保護世帯も支給対象となりますか。

A 基準日時点で、世帯全員が生活保護を受けている方は、世帯の中に、令和6年度住民税が課税されている方がいても、対象となります(医療扶助等のみで生活保護制度を利用している世帯は除きます)。
ただし、世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合は対象外となります。

Q 刑務所等の矯正施設等に入所している被収容者等も対象となりますか。

A 支給対象となります。ご親族等で、ご不明な点がある方は、当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q ホームレス等でいずれの市町村にも住民登録がない方は対象となりますか。

A 基準日の翌日以降に住民登録があれば支給対象となります。当課(088-856-6935)までお問合せください。

Q 住民税が課されている方の扶養親族等とはどのようなものでしょうか。

A 例えば、親(課税)に扶養されている親元を離れた大学生(非課税)や、別居の子(課税)に扶養されている親の世帯(非課税)などをいいます。

Q 世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族等になっている場合は対象外とありますが、世帯の中に課税されている方の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。また、この取扱いは生活保護世帯についても同様ですか。

A 世帯の中に、課税されている方の扶養親族ではない方が含まれている場合は支給対象となります。また、生活保護世帯についても同様です。

(例) 世帯主Aと配偶者Bの高齢者夫婦のみ世帯(住民税非課税)の場合

支給可否	支給可否
① ABともに子C(課税)の扶養となっている	支給対象外
② Aのみが子C(課税)の扶養となっている	支給対象
③ Aが子C(課税), Bが子D(Bを扶養することで非課税)の扶養となっている	支給対象

Q 市外にいる子(課税)の扶養となっている場合でも支給対象外ですか。

A 課税者の居住地に関わらず、世帯全員が課税者の扶養となっていれば対象外です。

Q 基準日後に世帯分離をした場合、給付はどうなりますか。

A 世帯は、基準日において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として対象にはなりません。

Q 租税条約に基づく免除を受けたことにより、住民税均等割が課されないことになった者は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。

A 租税条約に基づき課税を免除された結果、均等割の額が0円となった者を含む世帯は、対象となりません。

2 手続きについて

Q 給付金はいつ頃振込まれますか。

A 基準日時点で公金受取口座のご登録をされている世帯の方には、令和6年6月28日に「支給のお知らせ」を発送し、令和6年7月16日の振込予定です(特に申請等の手続きは必要ありません。)。

公金受取口座のご登録をされていない世帯の方には、「支給要件確認書」を令和6年7月1日から順次発送いたします。確認書が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。返送があったものから順次審査を行い、不備がなければ提出から約2~4週間後に振込予定です。

Q 「支給要件確認書」を紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか。

A 再発行いたしますので、下記コールセンターへお申し出ください。なお、再発行には2~3週間程お時間をいただきますので、ご了承ください。

【高知市生活支援給付金(第3期)コールセンター】

電話番号:050-3644-9007

受付時間:午前8時30分から午後5時15分(土日祝除く)

3 その他

Q 令和6年度住民税非課税世帯として給付金を受給した後、修正申告により、令和6年度住民税が課税となった場合、どうなりますか。

A 修正申告の結果、令和6年度住民税が課税になった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還していただきます。

Q 生活保護を受給していますが、この給付金は収入認定されますか。

A 収入認定されません。

Q 高知市以外に住民登録をし(市外に住民票あり)、高知市で生活保護を受給している世帯はどうしたらよいでしょうか。

A 住民登録している市区町村へお問合せください。

Q 本給付金は、差押え、課税の対象となりますか。

A 差押え、課税の対象とはなりません。